

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

羽曳野市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な処置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

羽曳野市長

公表日

令和4年9月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律、その他の後期高齢者医療に関する法律及び条例に基づき、高齢者医療保険料の給付、賦課徴収の事務を行う。
③システムの名称	1. 後期高齢者医療システム 2. 大阪府後期高齢者医療広域連合電算処理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条(利用範囲)第1項 別表第一の59の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第二の1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、17の項、26の項、27の項、30の項、33の項、39の項、42の項、58の項、62の項、80の項、82の項、83の項、87の項、88の項、93の項及び106の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条及び第53条 (情報照会) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第二の80の項、81の項及び82の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第43条及び第43条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部保険健康室保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒583-8585 大阪府羽曳野市誉田4丁目1番1号 羽曳野市総務部総務課 072-958-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒583-8585 大阪府羽曳野市誉田4丁目1番1号 羽曳野市保健福祉部保険健康室保険年金課 072-958-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年8月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年8月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月28日	4. ① 法令上の根拠	<p>(情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条(利用範囲)第7号 別表第二の第1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、82、83、87、93、106項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)別表第二省令 第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46、53条 <p>(情報照会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条(利用範囲)第7号 別表第二の第80、81、82項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)別表第二省令 第43条 	<p>(情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条(利用範囲)第7号 別表第二の第1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、82、83、87、88、93、106項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)別表第二省令 第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46、53条 <p>(情報照会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条(利用範囲)第7号 別表第二の第80、81、82項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)別表第二省令 第43条、第43条の2項 	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
平成28年10月28日	5. ② 所属長	保険年金課長 川浦幸次	保険年金課長取扱参事 白樺伸浩	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
平成28年10月28日	II しきい値判断項目	平成27年12月24日	平成28年10月6日	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
平成31年2月28日	公表日	平成29年11月17日	平成31年2月28日	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月28日	I 3. 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条(利用範囲)第1項 別表第一の59の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)別表第一省令 第46条 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条(利用範囲)第1項 別表第一の59の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第46条 	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
平成31年2月28日	I 4. ① 法令上の根拠	<p>(情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条(利用範囲)第7号 別表第二の第1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、82、83、87、88、93、106項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)別表第二省令 第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46、53条 <p>(情報照会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条(利用範囲)第7号 別表第二の第80、81、82項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)別表第二省令 第43条、第43条の2項 	<p>(情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条(利用範囲)第7号 別表第二の1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、17の項、26の項、27の項、30の項、33の項、39の項、42の項、58の項、62の項、80の項、82の項、83の項、87の項、88の項、93の項及び106の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条及び第53条 <p>(情報照会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条(利用範囲)第7号 別表第二の80の項、81の項及び82の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第43条及び第43条の2 	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
平成31年2月28日	I 5. ② 所属長の役職名	保険年金課長取扱参事 白樺伸浩	保険年金課長	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
平成31年2月28日	II しきい値判断項目	平成29年6月30日	平成30年12月31日	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
平成31年2月28日	IV リスク対策		9項目追加		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月28日	I 4. ① 法令上の根拠	<p>(情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条(利用範囲)第7号 別表第二の1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、17の項、26の項、27の項、30の項、33の項、39の項、42の項、58の項、62の項、80の項、82の項、83の項、87の項、88の項、93の項及び106の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条及び第53条 <p>(情報照会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条(利用範囲)第7号 別表第二の80の項、81の項及び82の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第43条及び第43条の2 	<p>(情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第二の1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、17の項、26の項、27の項、30の項、33の項、39の項、42の項、58の項、62の項、80の項、82の項、83の項、87の項、88の項、93の項及び106の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条及び第53条 <p>(情報照会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第二の80の項、81の項及び82の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第43条及び第43条の2 	事後	重要な変更に該当しないため事前の提出公表が義務付けられないため
令和1年10月25日	II しきい値判断項目	平成30年12月31日	令和1年8月31日	事後	重要な変更に該当しないため事前の提出公表が義務付けられないため
令和1年10月25日	IV リスク対策 8監査	[○] 内部監査	[] 内部監査	事後	重要な変更に該当しないため事前の提出公表が義務付けられないため
令和2年9月30日	II しきい値判断項目	令和1年8月31日	令和2年8月31日	事後	重要な変更に該当しないため事前の提出公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月3日	I 4. ① 法令上の根拠	<p>(情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第二の1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、17の項、26の項、27の項、30の項、33の項、39の項、42の項、58の項、62の項、80の項、82の項、83の項、87の項、88の項、93の項及び106の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条及び第53条 <p>(情報照会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第二の80の項、81の項及び82の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第43条及び第43条の2 	<p>(情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第二の1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、17の項、26の項、27の項、30の項、33の項、39の項、42の項、58の項、62の項、80の項、82の項、83の項、87の項、88の項、93の項及び106の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条及び第53条 <p>(情報照会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第二の80の項、81の項及び82の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第43条及び第43条の2 	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
令和3年9月3日	II しきい値判断項目	令和2年8月31日	令和3年8月1日	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
令和4年9月9日	II しきい値判断項目	令和3年8月1日	令和4年8月1日	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため